

回 覧 平成27年8月1日（三股町）代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------------|-------|--|
| ① 募 集 | 表紙 ◆ | 障害者団体の会員を募集しています |
| | 1 ◆ | 「平成27年度三股町文化賞、功労賞」候補者・団体をご推薦ください |
| ② 催 し | | ◆ 大学等就職面接会のお知らせ |
| ③ 講座・教室 | 2 ◆ | 都城高専教養講座「硬式テニス」の受講生を募集します |
| | | ◆ 「認知症キャラバンメイト」養成講座の受講者を募集します |
| | 3 ◆ | 高齢者サロン運営ワークショップ型講座の参加者を募集します |
| ④ お知らせ | 3 ◆ | 「臨時福祉給付金」を支給します |
| | 4 ◆ | 知っていますか？ 建退共制度 |
| | | ◆ 「三股村報」を探しています |
| | | ◆ 知っていますか？ 守っていますか？ 宮崎県屋外広告物条例 |
| | 5 ◆ | 木造住宅の耐震診断を実施します |
| ⑥ 保健と福祉（一般） | 5 ◆ | 事業者・産業保健スタッフの皆さんへ ストレスチェックの実施が義務付けられます |
| | 6 ◆ | 被爆二世健康診断事業を実施します |
| | | ◆ 障害者のための就労事業所説明会を実施します |
| ⑦ 保健と福祉（高齢者） | 7 ◆ | 敬老祝い金について |
| ⑧ 農林畜産業関連 | 7 ◆ | 水稻の病害虫防除を実施します |
| ⑨ 相 談 | 8 ◆ | 「人権相談」を実施します |
| | | ◆ 「ふれあい福祉相談」を実施します |
| | | ◆ 「おもちゃ病院三股」を開設します |



① 募 集

◆ 障害者団体の会員を募集しています



「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」が平成26年6月から施行されました。

障害者や障害児が社会生活を営むうえで、^{しょうへき}障壁となるような事物、制度、慣行、観念を取り払っていくため、障害児者、保護者の皆さんが各団体の会員になって、色々な取り組みに参加してみませんか。

<主な活動内容>

- 相互の助け合い活動
- 会員による要望活動
- 困り事の相談活動
- 最新情報の収集・共有活動
- スポーツ活動
- レクリエーション活動
- 研修活動

※お申込み・お問い合わせは、

■ 町の障害者団体

- ・ 障がい児者連絡協議会
（ひまわりの会、さつき家族会、視覚障害者福祉会の3団体の連合体）
会長 政野 信市 ☎ 52-1190
- ・ 身体障害者連絡協議会
会長 中内 弘美 ☎ 52-0523

■ 町の機関

- ・ 福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口） ☎ 52-9061（直通）
- ・ 町障害者基幹相談支援センター ☎ 57-7337
にお願いします。



◆ 「平成27年度三股町文化賞、功労賞」
候補者・団体をご推薦ください

毎年、町の文化の向上・発展に多大な貢献があり、学術・芸術・技術・体育の各部門の功績が特に著しい個人および団体を表彰しています。

今年も11月3日（火・祝）の文化の日に表彰式を開催するために、選考準備を進めています。

対象者の年齢は問いません。各部門において、皆さんの周りで素晴らしい功績を挙げた人・団体がいましたら、ぜひ推薦してください。

表彰の種類	文化賞、功労賞
対象部門	学術・芸術・技術・体育の4部門
表彰範囲	三股町在住者、出身者または縁故者、町内所在の団体
選考方法	「文化賞等選考審査会」を設け、審査します
表彰式	11月3日(火・祝) 文化の日に行います
提出期限	8月30日(日)
推薦書の提出先	町立文化会館（推薦書は町立文化会館にあります）

※ お問い合わせは、町立文化会館
☎51-3462 にお願ひします。



② 催し

◆ 大学等就職面接会のお知らせ

宮崎労働局では、「～みやざきで働こう！！～大学等就職面接会」を開催します。県内のさまざまな産業、業種の企業約130社が参加します。

県内外の学生の皆さん、ぜひご参加ください。保護者や地域の皆さんからも学生へのお声かけをお願いします。

開催日時	8月13日(木) 午後1時～4時30分 ※ 受付開始 正午～
会場	シーガイアコンベンションセンター4階 サミットホール 住所：宮崎市山崎町浜山（シーガイア内）
参加対象者	平成28年春、大学など卒業予定者（既卒3年以内を含む）
その他	参加料は無料。履歴書不要。

※お問い合わせは、宮崎労働局職業安定課

☎0985-38-8823

FAX0985-38-8829 にお願ひします。

詳しくは宮崎労働局のホームページをご覧ください。

宮崎労働局 [検索](#)



③ 講座・教室

◆ 都城高専教養講座「硬式テニス」の受講生を募集します

全天候型テニスコートを利用して、受講者のレベルに合わせたゲームなどをおして丁寧に指導します。奮ってご参加ください。

開催日時	9月9日(水)、10日(木)、11日(金)、14日(月)、15日(火)、16日(水) 【計6日間】 午後7時30分～9時30分
対象者	中学生以上 ※中学生・高校生は保護者同伴での参加、または保護者などの送迎ができることを条件とします。
募集人員	初級コース10人、 中級コース10人(先着順)
講師	都城高専 永松幸一(体育教員)、テニスクラブ外部コーチ 2人
場所	都城高専テニスコート(雨天の場合は第1体育館)
講習料	無料 ※別途、材料費・傷害保険料など2,000円が必要です。
申込期限	8月20日(木)
申し込み手続き	指定の受講申込書に記入し、ファクスでお申し込みください。メール、はがきの場合は記載事項を記入し、お申し込みください。 ◇記載事項 ①講座名、②コース(初級コースまたは中級コースのどちらかを選択)、③氏名(ふりがな)、④性別、⑤自宅の郵便番号・住所、⑥自宅の電話番号または連絡先、⑦学校名、学年、保護者氏名(中学生・高校生の場合)

◇テニスラケットは各自で準備してください。持っていない場合は貸し出し可能です。

◇メールで申し込みをする場合、数日たっても受け付けの連絡がなければ不着の可能性があるので、お手数ですが電話で確認をお願いします。

◇先着順のため定員に達し次第締め切ります。受講希望者が少ない場合は中止する場合があります。その時は、はがきで連絡します。

◇講座開講日1週間前までには受講決定者へ「受講通知書」を送付します。

◇参加料は初日に集めます。

◇開催中、学校教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、学校ホームページや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇申込時の情報は、本講座についての業務以外には利用しません。



※お申し込み・お問い合わせは、都城高専 総務課企画係

〒885-8567 都城市吉尾町473番地の1

(☎47-1306・FAX 38-1508) にお願ひします。

Eメール: kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp

◇募集案内・受講申込書は学校ホームページからダウンロードできます。

ホームページ <http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/koza.html>

◆ 「認知症キャラバンメイト」養成講座の受講者を募集します

認知症は誰でもかかりうる病気です。認知症の人が地域で安心して生活するためには、地域全体で支えることが大切です。困っているときに手を差し伸べられるように、一人一人意識改革をしていく必要があります。

■ 『認知症キャラバンメイト』とは

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」をつくる講座の講師役を「キャラバンメイト」と呼びます。「キャラバンメイト」は学んだ知識や体験などを地域や職場、学校などで住民に伝える役割があります。

受講対象者	○介護相談員、医療従事者(医師、看護師など)、民生児童委員 ○介護従事者(ケアマネジャー、施設職員、在宅介護支援センター職員など) ○行政職員・地域包括支援センター職員 ○認知症の人を対象とする家族の会 ○認知症介護指導者養成研修修了者・認知症介護実践リーダー研修修了者 ○その他(認知症サポーターリーダー、ボランティアの立場で活躍できる人など)
受講料	無料
開催日時	9月20日(日) 午前9時～午後4時30分
開催場所	三股町中央公民館 2階 第1研修室
申込期限	8月31日(月)

● 養成講座内容 ※受講者にはテキストを配布いたします。

- ①オリエンテーション
- ②認知症を理解する(認知症サポーターに伝えたいこと)
- ③認知症サポーター養成講座の運営方法
 - ・認知症の人を地域で支える
 - ・キャラバンメイトの役割と講座運営の実際
 - ・サポーター養成講座の企画・運営ポイント
- ④事務連絡

※昼食は各自ご準備ください(昼食:午後12時10分～1時15分)

※お申込み・お問い合わせは、町地域包括支援センター(1階 ⑥番窓口)

☎52-8634(直通) にお願ひします。



◆ 高齢者サロン運営ワークショップ型講座の参加者を募集します



福祉課では、高齢者サロン運営に興味がある人を対象としたワークショップ型講座の参加者を募集します。

高齢になっても、元気で暮らしていくことは、誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で人と人とのつながりを深めることが大変重要です。

一人暮らしなど高齢者のみの世帯が増加してくると、家の中に引きこもりがちになり、地域で孤立してしまう恐れがあります。これを防ぐためには、地域の誰でも気軽に立ち寄り、茶話や食事のできる居場所（サロンなど）があると効果的です。

是非、この機会に疑問点などを解決し、サロン開設を実現して下さい。

対象者	① 町内に住所を有する人 ② 上記で構成するグループの代表者（法人などは除く）
開催日時	9月1日（火）午後1時30分～4時 受け付け：午後1時～
開催場所	みまたんえき多目的ホール（JR 三股駅構内）
募集人数	20人
内容	① 福祉課からの概要説明 ② サロンの説明 ③ 参加者ワークショップ ④ サロン運営者による事例紹介 ⑤ 質疑応答、意見交換
受講料	無料
申込締切日	8月21日（金） ※定員に達した時点で締め切ります。

※お問い合わせは、福祉課 介護高齢者係
☎52-9062（直通）をお願いします。



④ お知らせ



「臨時福祉給付金」を支給します

消費税率の引き上げによる、所得の低い人への影響を緩和するための措置として実施します。

支給対象者

◆平成27年度分の町民税（住民税）が課税されていない人。

ただし、以下の場合は対象外です。

- ①平成27年度分の町民税（住民税）の課税者から扶養されている人。
※住民税の申告書などをご確認ください。
- ②生活保護を受けている人。

支給額

◆1人につき6,000円

受付期間

◆8月17日（月）～11月30日（月）

- ①受給対象になる可能性がある人には、8月中旬までに「お知らせの文書」および「申請書」を送付します。
- ②平成27年1月1日時点で住民票がある市町村が申請先です。
※申請方法・期間などは市町村によって異なりますので、本町以外が申請先になる人は、必ずその市区町村に問い合わせるか、公式サイトなどをご確認ください。

給付開始（予定）

◆10月5日（月）から随時給付する予定です。

※お問い合わせは、
企画政策課 地域政策係 臨時福祉給付金担当
【特設電話】☎52-1115 または、☎52-1116
をお願いします。



◆ 知っていますか？ 建退共制度



建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主が、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことを辞めたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主	建設業を営む人
対象となる労働者	建設業の現場で働く人
掛金（日額）	310円
特長	<p>①国の制度なので安全、確実で、申し込み手続きが簡単です。</p> <p>②経営事項審査で加点評価の対象となります。</p> <p>③掛け金の一部を国が助成します。</p> <p>④掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上、全額非課税となります。</p> <p>⑤事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。</p>

■ 建退共制度の特例措置を実施しています

建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆さんに対し、各種手続の特例措置を実施しています。

■ 建退共から事業主の皆さんへお願いします

- ・ 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ・ 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

※「建退共」のホームページで、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、ご覧ください。

なお、詳しくは、最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

※お問い合わせは、建退共宮崎県支部

☎0985-20-8867 にお願ひします。

◆ 「三股村報」を探しています



町では、新しい町史を作成するため「三股村」当時（1889～1948年）の広報誌「三股村報」を探しています。

現在、町には一部（昭和11年10月25日付第79号）しか残っていない状況です。

三股の歴史を後世に伝えるための重要な史料ですので、自宅に村報をお持ちの人は、ぜひご連絡ください（コピー後に返却します）。

村報以外にも、古文書などをお持ちの人は、ぜひご連絡をお願いします。

※お問い合わせは、

教育課 生涯学習係（中央公民館内）

☎52-9311（直通）をお願いします。



◆ 知っていますか？ 守っていますか？ 宮崎県屋外広告物条例

宮崎県は、郷土の美しい自然や街並みを守るため、「宮崎県屋外広告物条例」を定めています。

■ 「屋外広告物」とは、貼り紙や店舗の看板、道路沿いの広告板など、建物の外に表示・設置されている広告物のことをいいます。

■ 店舗の看板など屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要です。

■ 美しい風景を守るために、屋外広告物の表示や設置ができない場所（地域）があります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

※お問い合わせは、都城土木事務所 用地課 管理担当

☎23-5853 にお願ひします。



◆ 木造住宅の耐震診断を実施します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などにより死傷者や避難者が出ています。こうした状況を受け、町では1981（昭和56）年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図り、安心して暮らせる住まいづくりの実現のために、木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を補助します。

希望する人は、都市整備課にお問い合わせください。

①耐震診断

項目	内容
対象建築物	1981（昭和56）年5月31日以前に着工された木造住宅で、現在使用している建物。
耐震診断	「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財）日本建築防災協会発行）による耐震診断。
実施方法	町が宮崎県木造住宅耐震診断士に委託して、耐震診断を行います。
耐震診断費用	1棟当たり6万円。国・県・町が5万4千円を負担します。 個人負担は6,000円 です。
受け付け可能棟数	2棟（定数に達し次第、締め切ります）

②耐震改修など ※耐震診断を行っていることが条件です。

項目	内容
耐震改修工事	①改修工事 耐震診断の結果、評価点が1.0未満（倒壊する可能性がある）または、0.7未満（倒壊する可能性が高い）の建物を、「1.0以上」（一応倒壊しない）まで補強する改修工事を指します。 ②改築工事 耐震診断の結果、評価点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）の建物を、「1.5以上」（倒壊しない）まで補強する改築工事を指します。
補助額	・評価点が0.7未満の場合（限度額75万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい金額の2分の1以内。 ・評価点が0.7以上の場合（限度額50万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい方の金額の3分の1以内。
受け付け可能棟数	約3棟（予算に達し次第、締め切ります）

③耐震アドバイザー派遣

木造住宅の耐震相談や地域の普及活動を行うアドバイザーを派遣します。

※お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）
☎52-9065（直通）をお願いします。



⑥ 保健と福祉（一般）



◆ 事業者・産業保健スタッフの皆さんへ ストレスチェックの実施が義務付けられます

12月からストレスチェックの実施が事業者の義務になります（従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務）。

働く人のメンタルヘルス不調を防いで、イキイキした職場環境を実現しましょう。

※ストレスチェック

事業者が労働者に対して行う、医師、保健師などによる心理的な負担の程度を把握するための検査

■事業者がストレスチェックの実施について注意すること

- ・医師・保健師などが実施します。
- ・結果は、従業員の同意がなければ事業者に提供することは禁止されています。
- ・ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行きましょう。
- ・面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

※お問い合わせは、

宮崎労働局労働基準部健康安全課 ☎0985-38-8835

都城労働基準監督署 ☎23-0192

詳しくは宮崎労働局のホームページをご覧ください。

宮崎労働局 ストレスチェック情報

検索



◆ 被爆二世健康診断事業を実施します

両親のどちらかが被爆者健康手帳をお持ちで、原爆投下後に生まれた人（胎児被爆者を除く）を対象とした健康診断を県内9機関で実施します。

受診料は無料ですので、健康管理のために受診をお願いします（交通費は自己負担です）。

申込期間	8月31日まで
健診実施期間	9月～平成28年3月（予定） 日程の詳細は後日希望者に通知します
実施機関	宮崎・延岡・日南の各県立病院、串間市民病院、 都城健康サービスセンター、小林市立病院、国立病院機構 宮崎病院、済生会日向病院、高千穂町国民健康保険病院

※お問い合わせは、県庁健康増進課

☎0985-26-7079 にお願ひします。



◆ 障害者のための就労事業所説明会を実施します

自分に合った雰囲気の仕事所を選べます。興味がある人は、是非、説明会へお越しください。説明会に来ることができない場合、仕事所の見学も可能です。事前にお問ひ合わせください。

＜日時＞ 8月21日（金） 午後1時30分～3時30分
 ＜場所＞ 都城合同庁舎2階 共用会議室
 ＜対象者＞ 障害がある人
 ＜持ってくるもの＞ 障害を確認できるもの（障害者手帳など）

■ 就労移行支援事業所一覧（平成27年7月現在）

事業所名	住所	連絡先
社会福祉法人 なのはな村 なのはな村	都城市一万城町82号4番	46-3737
特定非営利活動法人 希親会 あとリエ	都城市大王町6-8	22-6300
社会福祉法人 あじさいの里 あじさいの里	都城市山之口町富吉6732番地	57-3107
株式会社 丸佳 丸佳	都城市年見町13号8番1	23-2055
特定非営利活動法人 山田りんどう福祉会 山田りんどう福祉会	都城市山田町山田3063番地4	45-6133
社会福祉法人 奨禮会 どりーむわーくす	都城市乙房町2372番地1	45-4110
社会福祉法人 こころ ここから	都城市梅北町11848番地	45-6133

■ 事業内容

就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の仕事所で就労することが可能と見込まれる人に対して、①生産活動や職場体験などの活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に合った職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行う。（利用期間＝2年）

※お問い合わせは、

- ・ハローワーク都城 ☎22-1745
 - ・都城市役所福祉課 ☎23-2980
 - ・みやこのじょう障害者就業・生活支援センター ☎22-9991
- にお願ひします。



⑦ 保健と福祉（高齢者）

◆ 敬老祝い金を支給します

8月下旬から9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんを対象に敬老祝い金を支給します。

支給年齢	祝金年額
満80歳（※1）	5,000円
満85歳（※2）	5,000円
満88歳（米寿）	1万円
満90歳（卒寿）	1万円
満95歳	1万円
満99歳（白寿）	1万円
満100歳以上	2万円
最高齢	3万円

対象年齢は平成26年7月2日～平成27年7月1日までの期間の満年齢です。※基準日：7月1日

詳細については福祉課介護高齢者係までご連絡下さい。

参考

- ※1 満80歳の対象者
昭和9年7月2日～昭和10年7月1日が誕生日の人
- ※2 満85歳の対象者
昭和4年7月2日～昭和5年7月1日が誕生日の人

※お問い合わせは、

福祉課 介護高齢者係（1階 ⑥番窓口）

☎52-9062（直通）をお願いします。



⑧ 農林畜産業関連



◆ 水稻の病害虫防除を実施します

水稻の病害虫防除（無人ヘリによる農薬散布）を次のとおり行います。無人ヘリによる農薬散布は、低空飛行で散布し、プロペラからの吹きおろしの風による飛散が少ないため、周辺への影響を最小限に抑えます。

■実施時期

場 所	長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	2回目 8月16日(日)	2回目 8月25日(火)	2回目 8月26日(水)
申 込 先	長田防除班	梶山営農組合	JA 三股支所

※天候などの都合により変更になる場合があります。

■使用薬剤名・対象病害虫

生育期間	使用薬剤名	対象病害虫
出穂期	ダブルカットバリダフロアブル	いもち病、穂枯れ、紋枯病
以降	スタークル液剤	ウンカ類、カメムシ類

■WC S用稲や出穂期以降で籾出荷の飼料用米、露地野菜や出荷前のカンショなどの隣接ほ場、施設園芸ハウスや住宅などの隣接ほ場については、原則散布できません。

■無人ヘリ防除の際は、薬剤効果を高めるため湛水状態を保ち、散布後1週間は落水や掛け流しはやめましょう。

■個人で防除する人も薬剤の効果を高めるために、できるだけ同時期に防除をしましょう。

※お問い合わせは、

JA三股支所 営農経済課 ☎52-1122

産業振興課 農業振興係 ☎52-9086（直通）をお願いします。

⑨ 相談



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

* 予約は不要です。なお相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	9月2日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
担 当 者	黒木兼一郎・前田 ^{よろず} 万

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
担 当 者	人権擁護委員・法務局職員

※ お問い合わせは、

- ・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
☎52-1112（直通）
- ・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局
☎22-0490 をお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。
また電話での相談も行います。

- 日 時： 毎日 午前9時～午後5時
(土・日・祝日は除きます)
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、社会福祉協議会

☎52-1246 をお願いします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	8月22日（土）
時 間	・受け付け 午後1時～3時 ・開 院 午後1時～5時ごろ
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注 意 事 項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損のひどい物、欠品のある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご持参ください。 ・AC電源により作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れのある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）などは修理対象外です。

※お問い合わせは、

- ・代表：横山健一 ☎51-0241 または、
増田親忠 携帯090-1926-8783
をお願いします。

